

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第155号)

配信日 平成31年3月12日

「2,000円で安く清掃してもらったから…」
それは高額な契約をする理由にはなりません!

＜相談事例＞

「今ならキャンペーンで換気扇掃除が2,000円です。」と電話があったので、本日業者に来てもらった。その業者から「外壁工事もした方がいい」と勧められ、たしかに古くなって傷んでいるので工事をしないといけないと思っていた。金額は税込80万円で、まだ契約していない。換気扇清掃を安価で行ってもらった手前、契約しないと悪いような気がしている。

《消費者センターからのアドバイス》

- 「換気扇清掃2,000円」だけではなく、相談事例のように清掃以外の契約の勧誘がある可能性が高いです。
- 事業者の訪問時には、1人ではなく、家族や友人と一緒に複数人で対応するようにしましょう。新たな契約をするまで帰らなかったという事例もあります。
- 来訪した事業者から、新たな契約の話が出た場合、「安価で清掃してもらったから契約しないと申し訳ない」と契約せず、必要の無い契約はしっかり断りましょう。
- 工事の必要があると思っても、その1社で決めず、いくつか自分で探した事業者から見積もりを取って検討しましょう。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)